

伊那市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市のスポーツ競技の普及、振興及び競技力の向上を図るため、スポーツ競技の全国大会又は国際大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内で激励金を交付することについて、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会 国又は公益財団法人日本スポーツ協会（当該協会に加盟する団体を含む。以下同じ。）若しくはこれに準ずる団体が主催する大会のうち、全県規模の予選会又は標準記録等の選抜基準（以下「選抜基準」という。）に基づく選考を経て出場することができるスポーツ競技大会をいう。
- (2) 国際大会 オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技会その他各国代表による大会であって、国又は公益財団法人日本スポーツ協会若しくはこれに準ずる団体が主催する全国規模の予選会又は選抜基準に基づく選考を経て出場することができるスポーツ競技大会をいう。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、全国大会又は国際大会に出場する個人又は団体であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に活動の拠点を有する団体
- (3) その他市長が認める個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付対象者としなない。

- (1) 大会の出場に対し、市から他の補助金等の交付を受けるとき。
- (2) 激励金の交付対象となる団体に所属する選手が激励金の交付を申請する場合
- (3) 申請者に市税及び分担金、使用料その他の歳入に未納があるとき。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次のとおりとする。

区分		金額
全国大会		選手1人につき5,000円。 ただし、1団体50,000円を限度とする。
国際大会	オリンピック競技大会又は パラリンピック競技大会	選手1人につき100,000円
	上記以外の大会	選手1人につき50,000円

2 激励金の交付は、同一年度において同一対象者につき2回を限度とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大会開催日の前日までに、伊那市スポーツ全国大会等出場激励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 大会開催要項又はこれに準ずる書類
- (2) 大会に出場することを確認することができる書類
- (3) 出場する大会の予選結果等の分かる書類
- (4) 住所の記載がある選手登録名簿(団体競技に出場する場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 激励金の交付を受けようとする個人又は団体の代表者が未成年であるときは、その保護者が申請することができる。

(激励金の交付)

第6条 市長は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により激励金の交付を受けた者は、出場した大会終了後速やかに伊那市スポーツ全国大会等出場報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 大会に出場したこと及びその結果を確認することができる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(激励金の返還)

第8条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 大会が中止されたとき。
- (2) 大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により激励金の交付を受けたとき。

(適用除外)

第9条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業(昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。)による集落移転の対象となった区域に住所又は居所を有する者については、適用しない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月10日から施行する。